

令和3年度 第2回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和3年10月21日（木）午後2時00分から午後3時50分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、鈴木副委員長、赤塚委員、五十嵐委員、石渡委員、佐野委員、武尾委員、千場委員、松本委員、三浦委員、三堀委員（欠席）大島委員、金井委員、菊池委員、星名委員

【事務局】介護保険課 椿課長、小西係長、国部係長、佐藤係長、竹内係長
関係長、茂木係長、川崎、青井
地域福祉課 藤崎課長、田中課長補佐、新倉係長、岩崎主査
岡田主任、鈴木
指導監査課 草野課長、鈴木係長
健康長寿課 青木課長、川田課長補佐、川口主任

【傍聴者】1名

1 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 委員紹介

令和3年8月28日付けで1名委員委嘱（交代）を行ったため、事務局から委員の名前を読み上げ紹介した。

3 議 題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料2に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 4ページおよび6ページの給付費実績について、この金額には新型コロナウイルス感染症対策のかかり増し経費としての基本報酬の特例的な上乘せ0.1%は含まれているのか。また、それにより例年よりサービス量数から見て給付費額が大きくなっているということはあるのか。

事務局 含まれている。よって、例年よりサービス量から見て給付費が大きくなっている。

(2) 地域密着型サービスについて

地域密着型サービス事業者の指定に係る意見について【意見聴取事項（事後）】

事務局から資料3に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 事業所登録を分けることになったのはどういう理由なのか。

事務局 介護保険サービスと障害福祉サービスをどちらも提供できる共生型サービス事業所として運営していたが、障害福祉サービスの利用者が当初の見込みより増えてきたためである。

委員 同じ事業所内でそれぞれのサービスの利用者が行き来することはあるのか。あるいは、利用する場所は明確に分かれているのか。

事務局 玄関や浴室など一部は共有している。食事をする場所や機能訓練をする場所は分かれている。

委員 玄関や浴室など一部は共有している場合でも、施設基準は満たしているのか。

事務局 満たしている。

委員 今回の件で、利用者への負担はないのか。

事務局 利用者への負担はない。

(補足説明)

当該事業所は、通所介護事業所として2単位分の指定を受けており、そのうち1単位分を共生型サービスとして指定を受けていた。

障害福祉サービスの利用者が増加してきたことを受け、一旦、通所介護事業所としての指定を取り消し、1単位分を障害福祉サービス事業所の共生型として指定を受け、もう1単位分を地域密着型通所介護事業所として指定を受けたものである。

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について【報告事項】

②地域密着型サービス事業所等の廃止について【報告事項】

事務局から資料4-1および4-2に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 資料4-2について、事業所が廃止をする理由は把握しているのか。また、把握している場合はそれを用いて何らかの分析をしているのか。

事務局 廃止をする際に事業所から提出してもらう廃止届のなかに、廃止をする理由という項目があるので把握はしている。分析はしていない。

委 員 廃止理由の分析は必要ではないか。分析をすることで、事業所の経営状況や利用者の状況など、課題が見えてくると思う。

事務局 廃止届が提出された際、廃止の理由を確認し、必要であれば聞き取りを行うなどして、制度的な問題があれば改善につなげていくことを心がけていく。

委 員 廃止届受理日と廃止年月日が約2年空いている事業所があるが、なぜか。また、指定の更新時期について事業所に案内や確認はしているのか。

事務局 市外の事業所のため、本来であれば本市の利用者がいなくなった時点で届け出を提出してもらう必要があるが、事業所からの提出が遅れたためである。

委 員 そのあたり、事業所への周知が不足していたのか。

事務局 事業所へ通知はしている。制度として決まっているものなので、それ以上の周知はしていない。

委 員 本件のことではないが一般的に事業所が廃止となる場合、利用者に迷惑がかかるのを回避するために、何らかの対応をすることは必要だと思うが、市側で何かやっているのか。

事務局 年に一度集団指導講習会があるので、その場で気を付けるべきことなど説明している。また、更新までの期間である6年に一度、事業所に市の職員が出向き、運営の状況や注意事項などを現場で確認している。また、やむを得ない事情で急な廃止となる場合は、利用者が別の同等の事業所を利用できるようにする調整の支援などを行っている。

(3) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件変更案について

【承認事項（事前）】

事務局から資料5に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 委託要件変更というのは何か他に要件がある中の一部なのか、あるいはこれのみの変更なのかどちらか。

事務局 主任介護支援専門員が従事している居宅支援事業所であれば、委託要件として規定済みの研修を受講していなくても介護予防支援等に係る業務を委託できるようにする変更である。

委 員 本件は、「介護保険運営協議会の審議事項の取扱いについて」のうち、ど

の項目に該当するのか。

事務局 「地域包括支援センターの設置及び運営に関すること」の承認事項のうち、「センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について」に該当する。

委 員 委託要件というのは市が任意に変更できるものなのか。また、委託の内容はケアプランの作成に限られているのか。

事務局 委託要件は市が任意で変更できる。委託の内容はケアプランの作成に限られる。

委 員 昨年度の運営協議会で、平均委託率が23%という説明があったが、今回の変更には、この平均委託率を上げていくという狙いがあるのか。

事務局 全国平均が44.7%で、本市はとても低い。今後、地域包括支援センターのケアプラン作成が2030年をピークに増加するという推計がある。その場合、現状のままだと地域包括支援センターの他の業務に支障が出る可能性があるので、ケアプラン作成の委託は積極的に進めていきたいと考えている。

委 員 今回の変更で主任介護支援専門員を追加することで、どれほどの効果があるかというのは予測しているのか。

事務局 現在、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との委託契約は約72%程度結ぶことができているが、実際のケアプランの作成に至っていない。地域包括支援センターの職員などによるワーキングチームを立ち上げ、今後どのようにしていくのがよいかなど検討していく予定。

委 員 地域包括支援センターごとに対応に差がある。対応の統一を検討してほしい。

委員長 本件は、事務局提案通りに進めるには協議会において承認する必要があるので、承認については是非を問う。いかがか。

委 員 （全員承認）

委員長 地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件変更案について承認する。

委員長 変更前の委託要件の規定がいつ、どのような経緯で決定されたものなのか不明である。今回変更案を承認したので、次回は「地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件」を標題として、変更決定された委員会名および承認日（もしくは施行日）を記載してはいかがか。

事務局 次回はそのように資料を作成する。

令和2年度地域包括支援センターの活動状況等について【報告事項】

事務局から資料6に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委 員 4ページに記載されている相談延件数とは、相談件数（電話のとりつぎなどを含むすべての数）なのか、あるいは権利擁護に動いたなど、実際に行動をした件数なのかどちらか。
- 事務局 電話のとりつぎなどを含むすべての相談件数である。
- 委 員 この資料では実際に行動した件数が何件なのかはわからないということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委 員 高齢者人口と相談延件数がほぼ一対一の地域包括支援センターもあれば、半分以上の地域包括支援センターもある。前者と後者では業務負担が異なると思うが、相談延件数は何らかの形で地域包括支援センターの評価に反映されるのか。また、相談内容を見ると介護保険に関する相談が多い。本来地域包括支援センターは介護予防や生活困窮など広い相談を受け付ける場所であると思うが、そういった働きがどうなっているのかというのがこの資料からでは読み取れない。今後は、集計の仕方について検討してもらいたい。
- 事務局 今後、資料でどのように表現していくのかということは課題に感じているので、見直しなどについて検討していきたい。

4 情報提供

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者関係）

事務局から資料7に基づき説明を行った。質疑はなかった。

5 その他

事務局から案件はなかった。

委員から以下の質疑があった。

- 委 員 本協議会で取り扱う範囲かわからないが、総合事業の中の助け合いサークルの推進などの案件は、本協議会とどう関係していくのか。地域包括支援センターの業務として社会資源の活用を図ることについては本協議会で取り扱う案件に触れるものもあると思うが、今後、この部分に関する情報提供や議論はしていくのか。

- 事務局 住民主体型訪問サービスについては、介護保険の範囲なので必要があれば情報提供していく。また生活支援コーディネーター業務については地域包括支援センターに委託しているが、地域包括支援センターで行う業務が膨らんできている中で、生活支援体制整備事業の受託についての選択は地域包括支援センターに委ねている。実際に今年度も人員の都合で1件辞退の申し出があったことなどから、地域包括支援センターの評価という意味では統一的な取り扱いは難しいと考えている。また、生活支援団体については介護保険の範囲ではあるが市が補助する年数に時限があり、補助を出していない団体は介護保険の枠組みから外れるため、一体的に説明することは難しい。一部取り扱える部分はあると思うので、介護保険に当てはまらない部分もあるが、関連する部分を説明していくことはできると思う。
- 委 員 介護保険のサービスを受けていない人がかなり困窮してしまうケースがみられる。今後は生活支援コーディネーターが社会資源の活用を推進するというのも重要になるが、実際はほとんど兼務のためなかなかできていない。特に地域包括支援センターの業務との兼務は難しいと思う。将来の介護保険の運用として、重要だと思う。
- 事務局 委員ご指摘の通り、相談業務と兼務しているのでなかなか生活支援コーディネーターとしては動きづらくなっていることは課題である。市でも第1層のコーディネーターと第2層を統括するコーディネーターを配置して、可能な限りのサポートをしながら、社会資源の発掘であったり関連する団体とのコミュニケーションを地域包括支援センターのコーディネーターもできるようにサポートをしている。

6 閉 会

今回の開催は12月21日（火）午後2時からを予定していることを事務局（介護保険課長）から提示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上